

明治聖徳記念學會紀要

第十二卷

研究

「しらす」と「うしはく」てふ語の異同に 關する研究

加藤 玄 智

「しらす」又は「しる」又は「しろしめす」と云ふ語と「うしはく」てふ語が偶古事記大國主神の國讓の段に於て相對立して使用せらるゝ、より兩者間その意味に何等かの相違ある可きを一言せしものを本居宣長翁となす。本居宣長曰く、

宇志波祢流は主として其處を我物と領居るを云、但し天皇の天下所知食ことなどを宇志波伎座と申せる例はさらになければ似たることながら所知食などと云ふとは差別あること、聞えたり（古事記傳十四、全集、一、七七五。古事記傳、七、全集、一、三六九參照。因に以下全集とは本居全集及び平田全集の義なり）

然れば翁は此兩語が、その語の意味上何等か相違ある可きを一言せしのみにして、決して如何なる異同あるかを指摘せず、然るに故井上毅氏は梧陰存稿に於て此二語の意味は雲泥水火の相違ありて存し「しらす」は主觀的にして「うしはく」は客觀的なり、正系の天子人民を治め給ふを「しらす」と云ひ、一地方の土豪の人民を私するものを「うしはく」と云ふてふ意を頗る力説せられたり。

井上毅氏曰く、

古事記に健雷神を、下したまひて、大國主神に問はしめられし條に、汝之宇志波祢流葦原中國者我子之。所知國言依賜とあり……一はうしはくといひ一はしらすと稱へたまひたるには、二つの間に、差もなく、てやはあか可き……此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違ふことゝぞ覺ゆる。うしはくと云ふ詞は……土豪の所作にして、土地人民を我が私産として取り入れたる大國主神のしわざを畫きたるなるべし、正統の皇孫として御國に照し臨み玉ふ大御業は、うしはくには非ずしてしらすととなへ給ひたり。

(梧陰存稿、一、八一—一〇)。

之よりその後、學者或は説を爲して仁徳を以て世を治むるは即ち「しらす」にして、武力を以て人民を統御するものは「うしはく」なり。前者は支那の古聖賢の所謂王道なり。後者はその所謂霸道なるものなり。「しらす」と「うしはく」の兩語中に、既に王霸の別ありて存し、我皇室の歴代その民を治め給ふや、眞に仁徳を以てせられたる事實が、太古よりこの兩語の差異に於ても發見するを得と説くに至れり。

元より我列聖の至仁至聖なる、その人民を大御寶として愛撫を垂れ給ひしは感激に堪へざる所、炳乎として史蹟の實證する所なり、誰れか又之を疑はん。唯余は「しらす」と「うしはく」の文字にその當初より斯かる區別差異の嚴存せるものありしや否やの疑義を懷抱せるのみなり。是れ余が此の本文を草して以て余の疑點を明かにし、廣く識者の高教を仰がんと欲する所以なりとす。

先づ古事記大國主神の天孫邇々藝命に國譲りせられし記事を讀むに曰く、

天照大御神、高木神之命以、問使之、汝（大國主神）之宇志波祓流、葦原中國者、我御子之所知國言

依賜（古事記、系、七、四八。系とは國史大系の略、以下同）

と。是れ明かに、大國主神の如き出雲系の神、即ち高天原系よりは、正統に此土を所有す可きものと認められすと云はれし神に對しては「うしはく」の語使用せられ之に反して天照大神の正系たる天孫に對しては「しらす」の文字使用せられたるを見る。古事記の此場合のみを見る時は、如何にも此兩語の間に井上毅氏の曾て想像せられし如き意味上の差違の存するが如く感ぜられ、從ひて王霸の別迄も此兩語の上に歴然たるものありて存するが如く想像せらるゝと雖も、記紀二典より萬葉集、祝詞、古風土記等、皆此區別を意識して、此の語を是くの如く使用せるものなるか否や、その點は甚だ疑はしき場合ありて生じ來るを見る。

之に關して、余の先づ疑問を起したるは、何が故に古書往々神々の場合に「うしはく」てふ語を所々に

使用せしかどの事是れなり。「うしはく」てふ語にして單に在上者が腕力暴力を以て下々を威壓的に統御するの謂にして、即ち覇者の所業を云ひ顯はすものなりとせんか、神々に此語を用ふるの眞意果して那邊に在りや、果して然らば日本の神々は神に在しながら皆霸道を以て下に臨むもの、そは神にして而も王者の徳を缺けるものなりとの結論に達せざる可からず、日本の神は果して斯くの如き性質の者のみなるか、日本人は果して神を皆是くの如き劣位に在るものとのみ考察せしや否や、實に天照大御神の如きも、一方皇祖に在すと同時に、他方又神に在すに非ずや、論者は天照大御神は神としては御仁徳を缺き、覇者の劣位に下り給ふと云ふか、是れ大に疑問の存する點なりとす。

萬葉集に曰く

(一) 日入國爾、所遣、和我勢能君(多治比真人廣成)乎、……墨江乃吾大御神、船乃倍爾、宇之波伎座、……荒風浪爾安波世受、平久、率而可敵里麻世、毛等能國家爾(十九、下、略解、六。略解|| 萬葉略解。以下同)

(二) 宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等、……倭大國靈、……船舳爾、御手打掛、……佐伎久伊麻志豆、速歸坐勢(五、五四、略解、二)

(三) 住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜(六、四五、略解、二)

(四) 鷺住、筑波乃山、……此山乎、牛掃神之、從來不禁行事、今日耳者、……事毛咎莫(九、三三、

略解、三

(五) 須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比河波能、曾能多知夜麻(十七、下、二〇、略解、五)

この(二)に於ても見らるゝ如く、諸能大神等の語ある以上、此の中には天照大御神をも包含せること云ふ迄も無し。果して然らば天照大御神にも「うしはく」の語が他の神々と同じく、適用せられたるものと見ざる可からず、而も「しらす」と「うしはく」の二語、元來優劣の差、王道霸道の別あらんか、天照大御神の場合の如きは「しらす」のみ用ひて「うしはく」は使用す可からざるに非ずや、是れ此二語の意に水火雲泥の相違ありと見る以上は、到底疏通し得ざる點なりとす。換言せば何が故にそれ程迄異なるか、而も同一事物に向ひて使用し得ざる語を、同一天照大御神に之を適用され得るか、こは元來詩形なりし萬葉の言葉の綾とのみは到底解す可からざらん。

以上は神に關して「うしはく」の語の使用せられたる場合より考察を進めしが、更に大に驚く可きは神に「しらす」の語の使用せられしものあること是れなり。勿論此場合に於てその「しらす」又は「しる」の語は知る to know の義なりや將又治むる to rule の義なりや或はその兩者を該ね具ふるものなりや、稍確定し難き嫌あるも、解釋の仕様によりては治る即ち統治の義とも解し得可からざるに非ざるに似たり。事情斯くの如くなれば、神には「うしはく」及び「しらす」を何等の區別無しに、適用したるものと見ざる可からず。而て此事實は何事を物語るか、曰く他無し、こは此二語が元來一派論者の思へりしが如

く、文字上の意義の差異あるに非ざるを以て、斯く神には時に「うしはく」を用ひ、又時に「しらす」を用ひしものなりとも考ふるを得らるるものとす。即ち神の場合に「しらす」の語を使用せしは、延喜式の祝詞の中に在るものにして、その文左の如し。

天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎……屋船久々能運命屋船豊宇氣姬命……爾依氏……八尺

瓊能……玉爾和幣附忌部宿彌某我……言壽伎鎮奉事能漏落武事乎波神直日命大直日命聞直志見直志氏

平真氣久安良氣久所知食登白（大殿祭祝詞系、一三、二六六、二六七）

詞別白久大宮賣命登御名乎申事波皇御孫命乃同殿能裏爾塞座氏參入罷出人能選比所知志神等能伊須呂許

比阿禮比座乎言直志和座氏……（同上）

（備考。眞淵翁は本祝詞を以て「藤原宮の頃の體也」と云へり。祝詞考、（地）、二葉）

尙「遷却崇神祝詞」に曰く、

皇御孫之尊乃天御舍之内座須皇神等波……崇給事無志氏高天之原爾始志事乎神奈我等毛所知食氏……

……（系、一三、二七七）

是等の祝詞に表はれたる所知食は統治 to rule の意か將た又知る to know の意か、但しは又兩者を共に含めるか、此點に關しては鈴木重胤と加茂眞淵とは、既に意見を異にせり。前者の祝詞講義及後者の祝詞考を參照せよ。

之れを外にしても、須佐之男命、月讀命、大國主神等には「しらす」の語を用ひし場合記紀を通じて枚舉に違らず。例之後ちに引用する如く、日本書紀に於ては、大國主神は神事を「しらせ」らるゝと云ひ（卷二、系、一、五二須佐之男命、月讀命等の二神が或は滄海原或は夜之食國を「しらせ」らるゝと書きしが如き是れなり（古事記、上、系、七、二一）。

又更に進みて考ふるに「うしはく」と「しらす」の二語の意味の差別を解するに、至と分との差を以てせんか、換言せば「しらす」は全部を統治攝理するの義にして、「うしはく」はその一部を統治攝理するものなりと解せんか、或は前に引用せし萬葉集に現はれたる住吉の大神の場合の如き之れに由りて「うしはく」の語の使用範圍を都合好く説明するを得可し。而も此説明も唯僅に余の（又は論者の）こゝに引用せし萬葉集の文例を解し得ると云ふに止りて、他の場合に於ては此區別を以てしても、尙此二語の區別の説明と爲らざるを見る。例之天照大御神と須佐之男命と月讀命とは或は高天原を、或は滄海原を、或は夜之食國を、分掌し、天下を三分してその一を有てるものなり。こは尙希臘の神話にてツオイスとポサイドオンとハデースの三神が、或は天（オリムポス山）或は海或は下界を夫々分掌し、天下を三分してその一を有てるものに該當し、かゝる分掌は「しらす」と「うしはく」に全と分との統治を意味すてふ別あらば之を「うしはく」と呼ばざる可からざるに、古事記は依然「しらす」の語を用ひたり。故に「うしはく」は一部分の領有の義「しらす」は全部の領有なりとの説明も、亦不適當なりと斷定せざる可からざるものとす。古

事記に曰く

此時、伊弉諾命……詔……天照大御神……者、所知高天原矣、事依而賜也、……次詔月讀命、汝命者、所知夜之食國矣……次詔建速須佐之男命……所知海原矣事依也（系、七、二一）。

云ふ迄もなく、或一事項の説明原理となる所のものは、その原理の下に、縦令凡ての場合と迄行かざるも、少くとも或點迄その事實が説明し去らるゝものならざる可からず。例之「しらす」と「うしはく」の兩者を、王[◎]霸[◎]の別[◎]に由りて考察するにせよ、全[◎]と分[◎]との別[◎]に由りて考察するにせよ何れにしても之れに由りて、古き書物中、此兩文字の現はるゝ多くの場合を、此區別を立て説明し去らるゝものならざる可からず。而も井上毅氏以下、王[◎]霸[◎]の別[◎]を此兩語に認めんとする説が、神を凡て霸者の劣位に墮落せしむる結果を生じ、或は又「しらす」と「うしはく」に全と分との區別を見んとする説も、此兩語の古書に使用せらるゝ、如何なる場合をも之に由りて説明し去る能力無きを見ること上述の如くなる以上は、斯る説明原理の不完全なるを反證するものにして、「しらす」と「うしはく」に這種區別を認むるも、未だ以て此兩語の妥當なる説明解釋の鍵鑰を握れるものと見る能はざる遺憾ありとす。而て「しらす」と「うしはく」の二語に全部領有と部分領有の區別を以てそのけじめを説明し能はざることは紀記の左の一例を讀む時は直ちに領會し得らる可し、蓋し紀記の此場合に於ては全天下を治むることを「しらす」と呼ぶと同時に日本全土の中の一部たる東國丈を統治する事を呼ぶにも等しく「しらす」の語を以てせしを以てなり、日本紀

に曰く

天皇(崇神)……偶、二子曰、兄則一片向東、當治東國、弟是悉、臨四方、宜繼朕位、……立活目尊、爲皇太子、以豐城命、令治東、是上毛野君、下毛野君之始祖也(系一、一一四、一一五)。

古事記に曰く

故伊久賣伊理毘古伊佐知命者、治天下也(系七、八一)。

尙參考としてこゝに一言す可きは、下の事實にして、その文書は少しく後世のものなるも、「うしはく」と「しらす」の場合に於て、故井上毅氏以下現代の諸論者が神と天皇との峻別を認むる正反對に出で、此兩者の區別を全く没却し、神に對しても尙天皇に用ふると同様の言葉を以てせる他の事例の平行的用法あるを宇治拾遺物語中に發見せり。今之を左に引用せん、即ちこは天皇に對してのみ使用す可き文字なる「行幸」及び「鳳輦」の如き文字を、元來臣下の位置に在る加茂の神體に向ひて使用したり。

○實重加茂の御體拜見の事

實重、御本地を見奉る可きよし祈り申すに……或夜……夢に上へ參る間半木の邊にて行幸に逢ひ奉る、百官供奉常の如し、實重片藪に隠れ居て見れば鳳輦の中に金泥の經一卷おはしましたり……夢すなはちさめぬとぞ(宇治拾遺物語、博文館本、日本文學全書、七、一三〇)。

更に進みて考ふるに古書は故井上毅氏の惟へりしが如き區別を此二語の上に常に認めて使用せしや如

何、そが偶大國主神の國讓の段にのみ「しらす」と「うしはく」とを對照して使用せし一例のみに拘泥して、其一斑より全豹を窺ふを得可きか、若しこの二語にして當初より王霸の別を意味するものとせば、出雲系の神の場合に之を使用す可き筈無かる可きに、天照大御神と同じく、須佐之男尊にも又月讀尊にも五十猛命にも「しらす」の語を使用せるを見る。此の例證とす可き古事記の文は前に引用せしを以て之を略し、日本書紀に由りて之を證せんに、紀に曰く、

伊弉諾尊……曰、天照大御神、可以治高天原也、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也、素戔鳴尊者、可以治天下也（系一、一五）

素戔鳴尊、是性好殘害、故令下治根國（系一、一〇）

汝治此國必多所殘傷、故汝可以馭極遠之根國（同上）

又曰く、

素戔鳴尊曰、韓鄉之島是有金銀、若使吾兒（五十猛命等）所御之國不有浮寶者未是佳也（系一、三八）

尙偶大國主神の國讓の段に就きて、古事記に於てこそ「しらす」と「うしはく」とは相對照して使用せらるれ、前者は王者たる天孫系の場合のみ、後者は弱者たる非天孫系（即ち出雲系等）の場合のみに限りて使用せらるゝものに非ざること、日本紀に於て、大國主神にも天孫と同じく、同一「しらす」（但

し此場合、萬葉假字若くは「知」の字の使用せられざりしを惜む、唯皇孫の場合にも大國主神の場合にも同一。「治」の字を用ひしに注意す可し」の語を用ひしを見る。曰く

時高皇產靈尊、……敕大己貴神（大國主神）曰、……汝所治顯露之事、宜是吾孫（瓊々杵尊）治之、汝則可以治神事（系、一、五二）

余は尙更に一例を古風土記中より摘出して、大國主神にも學界の先覺が「しらす」の文字を用捨なく使用して怪まざりし事實を證明せん。

出雲風土記に曰く

母里郷。……所造天下大神大穴特命……來座長江山……而詔我造座而命國者、皇御孫命、平世所

知依奉（粟田寬、標柱古風土記本、八、及び本居翁と同時代の人出雲俊信謹校「訂正出雲風土記」）

故井上毅氏に由りて「しらす」と「うしはく」の別を唯古事記一個所の用例のみより王道と霸道の別を以て解釋せられし以前の學者は、徳川時代に於ても、毫も斯る區別の峻嚴なるものを認めず、寧ろ「しらす」と「うしはく」とは單に用字の變化に過ぎざるが如く取り扱へり、その主なる者を橘守部と爲す、氏曰く

伊弉諾尊、いたく歡喜して事よさし給はく、天照大神は天日をしらせ月讀尊は天津月をしらし潮の満干を掌りたまへ、素戔鳴尊は天下をしらし終には黃泉國をうしはき給へ（稜威道別、四、五七）

大御神（天照大神）……日うしはかしを主領て普く天下に大御光耀を放ち給ふ（同上、四、六）

大神（天照大神）の所知其日月（同上、七）

經津主神……神劔を主掌給ふ（同上、三一）

重野安禪博士はその國史綜覽稿に於て述べて曰く

此神海上しろしめすを知看神しんに坐ながら、事勝國勝長狹神と顯れ給ひて、笠狹の地を古くより主領うしはきまし（九、七）

三）

以上は主として天孫直系（王者）に非ざる出雲系の神（覇者）にも、往々「しらす」の語を用ひし例あるを擧げ「しらす」と「うしはく」の區別が常に古事記の大國主神國讓の段に於て見るが如くに、使用せられをらざる實例を示めし、従ひて古事記中大國主神國讓の段の一例のみより、直に「しらす」と「うしはく」の間に王霸の別の如き差異を見んとすることの、稍速斷に失せざるやを思はしむるものあることを疑問として提出し置かんとするものとす。

若し又「しる」（知）と「しく」（敷）とは古人も云へる如く、我古語に於ては、畢竟同一なりと云ふことを許せば、神に何々を「しる」即ち「しく」と使用せし場合は、古書に頗る多く出でたるを見る可し。延喜式詞に曰く

皇神能敷坐島能八十島（祈年祭祝詞、系一三、二五六）

皇神能敷坐下都磐根爾宮柱、太知立、高天原爾千木高知氏（同上、二六四）

宮柱廣知立（春日祭祝詞、系、一三、二五八）

宮柱廣敷立（平野祭祝詞、系、一三、一六八）

太知立（同上、二五六）

太敷立（同上、二六八）

之れと同時に萬葉集に由れば、天皇に「しる」てふ語を用ふる代はりに、「しく」てふ語を以てせし例多數あり、曰く

天皇之敷坐國（萬葉、二、三八、略解、一）

八隅知之、吾大王乃高敷爲、日本國（同上、六、五三、略解、二）

八隅知之、和期大王乃高知爲（同上、六、七、略解、二）

八隅知吾大王乃、高敷居、日本國者、皇祖乃神之御代自、敷座流、國爾之有者、阿禮將座、御子之嗣繼

天下所知跡……定家牟平城京城（同上、六、五四、略解、二）

更に進みて考ふれば「しるしめす」「さしめす」「みそなはす」皆同一の意味を表はす日本語なりとす。

天坐神之依之奉之隨、聞看來此天津日嗣（續日本紀、系、二、二）

皇后（持統）臨朝稱制（日本紀、系、一、五四五）

「しらす」と「うしほく」てふ語の異同に關する研究

天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原（日本紀、系、一、一五八）

平田翁は後世の學者の如く、天皇にのみ「しらす」を專用すべきものと考へざりしにや、萬葉風には「うしはく」と書す可き神に用捨なく「しらす」「しる」を用ひたり。曰く

志那津比古……神は風を司り給ひ火産靈神……火を知り給ひ……金比山古……金を司り……
彌都波賣神者……水を知り給ひ……大山津見神は山を知し……海津見神は海を司らし……殊に
大國主神は幽事を主りたまひ……天神地祇八百萬の神たち各某々に掌り別けて座ます……（玉たす
き、三、一〇六、全、四）

加茂真淵翁も

生國足國は國を^①知ます神の御功を稱へ中の也（祝詞考、天、一五）

と云ひ、神に知るを用ひたり（「うしはく」に非ず）。

彼の井上毅氏も云はれし如く、始馭國天皇の場合、又祝詞等に所謂大八島國所知食天皇（出雲國造神賀詞）場合の如き例に由りて之を見れば、「しらす」なる語は獨り天皇にのみ限りて用ひらるゝが如く思はるゝも、萬葉集古事記等には皇子法皇にも「しらす」の語を用ひたる場合少からず。

吾王御子乃命（安積皇子）……久堅乃天所知奴禮、展轉埜打雖泣將爲須便毛奈思（萬葉三、五〇、

略解、一）

吾王、皇子命乃（『草壁即日竝皇子』）天下、所知食世者、春花之、貴在等……（同上、二、三八、略解、一）

此天皇之御子等……中大雀命 治 天下。（古事記、系、七、一二三）

法皇今は世の政を知し召せばやとは露も思召し寄らす（平家物語、五、二、博文館本、日本文學全書五、廿）
獨り皇子のみならず普通の人にも亦「しらす」の語の用ひられたる實例を萬葉集に於て見るとを得可し、
曰く

奧國、領君（『遠國の領主』）之染屋形、黃染乃屋形、神之門渡（萬葉、一六、五三、略解、五）
尙後世のものに屬すと雖左の伊勢物語の文をも比較すべし。

むかし男ありけり、うゐかぶりじて、ならの京、かすがの里にしろよとして（『領地』かりにいにけり）
（羣書類從、經濟雜誌社本、十一輯、一。後陽成天皇御撰、伊勢物語愚案鈔。列聖全書本、三、一七六）
（尙又、和訓栞に曰く、「しらす」。神代紀に治の字、知の字、御の字をよめり。伊勢物語にしろよ

しつてかりにいにけりといへるも治の字の意あり、知をよむは令知の義也……唐書に知國事など見えた

り。
尙同書の「しる」。萬葉集に領の字をよめり伊勢物語にしろよといへる是也、今も領知といへり。西
土にも何の州を知と云ふは、つかさどる意……尙此外石川雅望の「しみのすみか」を參照せよ。

宇治拾遺物語は尙明瞭に天皇に非ざる臣下にも「しる」の語を用ひたる實例を擧ぐ、曰く、
 今昔、遍照寺僧正寛朝といふ人、仁和寺をもしりたりければ……(寛朝僧正勇力の事、博文館本、文學
 全書、七、三七三)

今は昔、王城の北上つ出雲寺といふ寺建て、より後、年久しくなりて……修理する人もなし、この近
 く別當侍りき……その前の別當の子に侍りける、あひつぎつ妻子もたる法師ぞ知り侍りける (出雲
 寺別當の餘になりたるを知りながら殺して食ふ事)。同上、三五五。

古今著聞集に曰く、

いつのころのことにか、徳大寺の大臣、熊野へ參り給ひけり。讃岐國しり給ひける比なりければ……

(神祇、第一、博文館本、文學全書、二一、一二)。

十訓抄(中)に曰く、

つくしに知所二三所候(系、一五、七六三)

正月もすぎぬ……漸く御前の御所へ渡し參らせて所もしらせ給へかし(同上、七六五)

保元物語に曰く、

内記平太は直垂の紐を解きて天王殿の身を我膚に當て、申しけるは此君……いつか人となりて國をも

莊をも儲けて知らせんすなんと宣ひしものを……(博文館本、日本文學全書、一九、八〇)

平家物語（一一、二一）に曰く、

遠國の者どもは誰を誰とか見參らせ候べき、只世の亂を鎮めて國しろじめを主にし參らせん（博

文館本、日本文學全書、五、二〇）

又藤原孝親朝臣作の春日社告文に曰く、

爰去年（永承元年）……不慮爾有火天數字乃堂舎……爲灰……佛像波免煙多麻江利不覺之涙各下天

不知所裁須若是……久知行氏事比可（ヌイ）王室遠補佐之奉加所致歟（朝野群載、三、史籍集覺、二

八、新加書、四七）

久知行氏事とは一臣下の藤原氏の場合にも用ひしものにして、而て其他の適例は榮花物語なり。曰く、

殿（藤原道長）こもりおはしませど、よの御政はなほしらせ給ふ（八、系一五、一〇五七）

なが谷の法印とて同じ殿の御子しらせ給ふ（同上、一六九四）

又曰く、

現神止大八洲國所知須天皇……辭別宜久……諸社禰宜祝等爾給位一階、又僧綱乎始天諸寺知行有聞留

並天下僧尼……施物多萬布（朝野群載、同上、二四七）

玄蕃式に又曰く、

太宰觀世音寺、講讀師者、預知管内諸國講讀師所申之政（政治要略、五五、史籍集覺、四〇六）

重野安禔博士曰く、

神靈畏くますこと人皆知りたれば隣郷曲を主領^{うしほけ}る者其の力を加へ奉りて左に右に御社修理奉り……

慶長四年より此高城郡吾殿（薩摩藩主）の領^とす地となり（國史綜覽稿、九、五三）

斯く論じ來りて「知事」「知行」などの語は漢字ながらも皆「しる」てふ意味の文字なるを思へば、「しる」又は「しらす」などの語が、獨り天皇にのみ限りて用ひられたる如く考ふるは、速斷の嫌あるを免れざる可し。

余が疑問の結論は近づけり曰く、

(一) 天孫の正系にして王者の徳ある者にのみ限りて「しらす」の語を用ふるものとの考は速斷なり。此事例は偶古事記の大國主神國讓の段にのみ、しか考へらるゝ個所の唯一つあるのみにして而も同一記事も日本紀に在りては、此區別を發見し得ず。

(二) 天孫の正系に非ざる神即ち論者の所謂覇者の位置に在る出雲系の神殊に大國主神にも「しらす」の語の用ひられたるものは出雲風土記、日本紀等に見ゆるを如何せん、是れ高天原の正系の神々にのみ「しらす」を用ひざりし證なり。

(三) 萬葉集等に由れば神には「うしはく」を用ふ。果して然らば日本の神は覇者の位置に在るものにして王者の徳を具へざるもの乎、而もその神の中には天照大御神も入らせらるゝことゝなるは論者の大

なる矛盾なり。

(四) 而て神にも「しらす」を用ひし實例夥多あり、祝詞記紀の文之を證す。

(五) 否獨り神のみならず上皇皇子の場合にも、更に降りては臣下の場合にも、一國一地方を治めるてふ如き意にて「しらす」を用ひしもの萬葉集以下の諸書に見えたり。

(六) 「しらす」と「うしはく」の兩語は全(全部領有)と分(部分的領有)との差異を以てもして其差異を解する能はず。

斯く考察し來る時は「しらす」と「うしはく」の兩語は世間にて想像せる如く其意味の差異を認めて當初より使用せられたるものに非ず。唯異辭同義 synonym として此兩語は交互に使用せられ、同一の語を徒に繰返すの愚を避けんが爲めに、時に一を他に替へて使用せるの風あるに似たり。古事記に於ける大國主神の國讓の段の記事の如き、則ち是なり。そは尙後世朕の字の使用は天子にのみ限るものゝ如くなりしも、往昔は必ずしも此區別無し。例之屈原がその離騷に於て自己を呼ぶに「われ」即ち朕の字を以てせしが如き是れなり。

離騷經に曰く、

帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸。

呂延濟の註に曰く、

屈原自稱也、古人質、與君同稱。朕（文選、六臣註、三二卷）

之れと反對に日本の天皇にして朕と稱し給ふとなく、臣下と同じく余の字を用ひ給ひし例あり（列聖
全書、宸記、三〇四）

更に此傍證として左の一言を附加せん、元來神人同格教系の宗教思想を有する日本人に在りては、神と
天皇とは截然たる區別あるに非ず、時に天皇は神よりも卑く、時には之れと同等の位置に在り、之に反し
て神却つて、天皇より劣位に在ること有り。是れ蓋し等しく神と云ふも、神に大小高下の差あるに職由する
ものなり。今一二の實例を擧げんに、雄略天皇紀に由れば元來現人神に在す天皇は他の現人神たる一言主
神と對等の交際を遊されしこと見え（日本書紀、一四、系一、二三九。古事記、系七、一五二）又同紀に天
皇が三諸岳の神の神體を見んと望まれし時少子部連鯉麤その神體たる大蛇を捉へ來りて天皇に見せ奉りし
時、天皇畏れて目を蔽ひて見ず（系、一、二四三）と有れば畏れらるゝ者は畏るゝ者より上位に在ること
明かにして、三諸岳の神は天皇以上に位すと謂はざる可からず。然かのみならず崇神紀に由れば天皇は萬
乘の尊を以て「晨に興き夕に惕れて罪を神祇に請はれ」天照大御神は勿論倭大國魂の神威をも畏れ給ひし
と見え（系一、一〇七）たれば、是れ又神の天皇より以上の位置に在りしことを示すものなり。然るに
又推古紀に由れば河邊臣が詔を奉じて、安藝國の山に入りて、良材を求めて之を伐採し、以て良船を造ら
んとせし時、土人は河邊臣の伐らんとする樹を以て霹靂木なるが故に伐る可からずと云へり。然るに河邊

臣は如何に雷神と雖も皇命に逆ふ能はずと喝破して、その木を伐採せしに、その附近に落雷せしも雷神遂に河邊臣の身を傷つくる能はざりしと傳ふるを以て見れば（系一、三八九）此頃は早く既に天皇は是等自然神以上の位置に在すてふ思想の存せしとは明白なりとす。是くの如く神と天皇とは其間絶對的に上下の區別無く、時にその一の他よりも優位を占め、時に又劣位に在り或は又同等視せらるゝものある以上は、神の場合に用ひたる「うしはく」の文字が、天皇の場合に用ひらるゝ「しらす」の文字よりも、惡しき又は卑き意味にのみ用ひられたりとは解する能はざるなり。蓋し或は「うしはく」或は「しらす」てふ語の主體となる神と天皇との兩語が、對等にして唯時と所とに由りて上下するのみ、畢竟何等根本的の差異無きものならば、その主體の現はせる動作たる「うしはく」及び「しらす」の文字にも亦截然たる區別あるに非ざらんやとの疑を惹き起さざるを得ざるなり。

聞食する語も、今日にては、天皇にのみ用ふるもの、如く思はるゝも、昔時は必ずしも然らざりしは本居宣長翁が此語を源賴朝に使用せしを以て知る可し。

本居の玉勝間（一）に曰く

二品（＝賴朝）仰せに曰く、尤關東の萬歳を祝す可きところに聞食すところを憚らず、反逆の義經をし
た……ふ事奇怪なりとて御氣食あしかりし（全、四、二五。尙榮花物語、二一、系一五、一三五八參
照）。

榮花物語は又藤原通教に就きて聞看なる語を用ひたり曰く、

殿………をどすれ聞こゆる人あまたあれど、只今はきこしめしいれず(二一、系一五、一三五八)

余は本論文の趣意を、曾て神道談話會にて口述し、諸家の批評を請ひ、種々有益なる高教を受けしが、上田(萬年)博士は、言語學上より元來「うしはく」と「しらす」とは意味上の差異無からんも、「うしはく」は出雲地方は行はれし方言 Provincialism 「しらす」は元と高天原人種の方言なりしには非ざるかとの Suggestion を與へられしが、上田博士も亦此二語の表はず意味に故井上毅氏の思はれし如き天地雲泥の差異ありしことを認められざる點に於て、余と全然同一にして、唯之れに Provincialism てふ方面の考察を添加しては如何との Hint を與へられしに止る、而もこの Provincialism の假定説をして、確立せしむるには、幾多文獻上の事實に徵證することを要することを記憶せざる可からず。

大正八年三月及四月に開催せる明治聖德記念學會の研究會に於て井上(哲)、白鳥庫吉の二博士及び田中治吾平、河野省三、安藤正次、山本信哉の諸君より本問題に關して有益なる高説に接せり、特に安藤君が「うしはく」を以て早くより廢語に傾きつゝ、ありしものとなし従つて之を「知らず」に比せば疾く既に使用せられざるに至りしものと論斷せられしは大に注意に價するものと考ふ。何れ其詳細は他日明治聖德記念學會の紀要に於て發表せらる可きを以て、其發表を待ちて更に愚見を開陳せん」とす。